

産前産後期間相当分（４ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和５年１１月１日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠８５日（４ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の６ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
※１１月、１２月に出産をした方につきましては、お手続きが不要です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が０になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３ヶ月前から６ヶ月相当分が減額されます。

- 令和５年度においては、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和５年８月	９月	１０月	１１月	１２月	令和６年１月	２月
			出産予定月			

※令和５年１１月に出産した場合、令和６年１月相当分の保険税が減額されます。令和６年１月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 ・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

行田市役所 健康福祉部 保健年金課 国保グループ TEL 048－556－1111(271・272)